

企画総務委員会  
令和6年3月25日

## 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

### 1 改正理由及び内容

- (1) 旧西吾孺小学校及び旧曳舟中学校跡地への大学誘致が完了したことに伴い、旧西吾孺小学校及び旧曳舟中学校跡地大学誘致選定審査会を廃止する。
- (2) スポーツ計画の推進等に関し必要な事項について協議するため、墨田区スポーツ計画推進協議会を区長の附属機関として設置する。
- (3) 地域公共交通計画の作成及び推進等に関し必要な事項について協議するため、墨田区地域公共交通活性化協議会を区長の附属機関として設置するとともに、同協議会に機能を統合するため区内循環バス運行検討会を廃止する。

### 2 施行期日

令和6年4月1日